

京都造形芸術大学 学術機関リポジトリの運用に関する規程

平成 25 年 09 月 09 日 制定

平成 27 年 04 月 23 日 改訂

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人瓜生山学園が設置する京都造形芸術大学とその付置研究機関（以下「本学」）における教育研究活動において作成された成果及び所蔵の既存教育研究資料（以下いずれも「学術成果」）を電子的に収集、恒久的に蓄積・保存して、学内外に原則無償で発信及び提供することにより、本学の学術研究及び教育活動の発展に資するとともに、広く社会に貢献するため、本学が設置する学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

2 リポジトリの名称は、「京都造形芸術大学学術機関リポジトリ」とする。

(定義)

第 2 条 本規程において「登録」とは、学術成果を電子化し、メタデータを付与してリポジトリを構築するサーバーに蓄積し保存することをいう。

2 本規程において「公開」とは、リポジトリに登録された学術成果を学内外より閲覧可能な状態にすることをいう。公開の形態については別に定める。

(登録要件)

第 3 条 本学の教育研究活動において作成された成果をリポジトリに登録できる者（以下「登録資格者」）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する学生ならびに卒業生及び修了生
- (2) 本学に在籍する、または過去に在籍した教職員
- (3) その他本学学長等が特に認めた者

2 リポジトリに登録できる本学の教育研究活動において作成された成果は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 登録資格者が主たる作成者であること。
- (2) 知的財産に係る関係法令ならびに本学園の規則等に反しないものであること。
- (3) 安全に公開でき、かつ、関係法令上ならびに社会通念上問題が生じないものであること。

3 リポジトリに登録できる本学所蔵の教育研究資料については、前項第 2 号及び第 3 号の要件を満たすものとする。

(登録手続等)

第 4 条 リポジトリに登録を希望する者（以下「申請者」）は、別紙様式による学術機関リポジトリ登録申請書を所属長（学生においては指導教員）を介して学長等に提出する。

2 申請者が、本学園に過去に在籍したもの、あるいは本学園の課程、機関に拠らない独自の教育研究成果を申請しようとする場合は、学長等に提出する。

3 学長等は、その申請について掲載を承認するものについて芸術文化情報センター所長に提出する。その際学長等は、掲載の可否を精査する要ありと認めた場合、学長等が審査を委ねた査読組織（以下「査読組織」）に諮ることができる。

4 芸術文化情報センター所長は、前項申請に基づき、当該成果をリポジトリに登録及び公開する。

(登録コンテンツの利用等)

第 5 条 本学は、次の各号に掲げる方法により、リポジトリに登録された学術成果（以下「登録コンテンツ」）を次の各号、および第 2 項の範囲で利用することができる。

- (1) 登録コンテンツを原則無償で公開する。
 - (2) 保存、利用環境の保持ならびにセキュリティの確保等を図るため、必要に応じ、登録コンテンツの複製、媒体変換及びバックアップファイルを作成する。
- 2 本学は公開に際し、登録コンテンツを利用する者が複製（ダウンロードを含む。）又は引用にあたって、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）を遵守し同法の規定する範囲内で行うよう周知する。

（著作権と利用許諾）

第 6 条 著作権は、学術成果がリポジトリに登録された後も、著作権者の元に留保される。

- 2 登録を希望する学術成果の著作権が、申請者のみに帰属している場合、当該申請者は第 5 条に定める利用を無償で許諾する。
- 3 登録を希望する学術成果の著作権が、申請者を含め複数の者に帰属する場合または申請者以外に帰属する場合、当該申請者は他の著作権者に対し、あらかじめ第 3 条に定める登録要件に関する確認及び第 5 条に定めることの同意を得なければならない。

（登録コンテンツの変更又は削除）

第 7 条 登録コンテンツは、申請者からの申し出により、学長等が認めた場合において変更又は削除することができる。

- 2 学長等は、その変更又は削除について精査する要ありと認めた場合、査読組織に諮ることができる。

（免責事項）

第 8 条 登録コンテンツの内容に関する責任は、当該申請者が負うものとする。

（留意事項）

第 9 条 リポジトリの運用に関しては、学校法人瓜生山学園知的財産ポリシーとの整合性に留意する。

（事務）

第 10 条 リポジトリに関する事務は、芸術文化情報センターにおいて処理する。

（その他）

第 11 条 本規程に定める事項のほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は別に定める。

（改廃）

第 12 条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。但し、事務手続きに係る改定については、芸術文化情報センター所長にその権を委ねる場合がある。

附則 平成 25 年 09 月 09 日 本規程の制定
平成 25 年 10 月 01 日 施行

附則 平成 27 年 04 月 23 日 第 3 条第 1 項の改訂並びに、第 4 条第 1 項及び第 2 項、
第 3 項の改訂、並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 3 項の改訂
平成 27 年 04 月 01 日より遡及して施行